

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1044 号（諮問第 1695 号）

件名：電動キックボード等に係る交通事故発生状況等の報告要領の別記様式の
一部開示決定に関する件

1 開示請求

令和 4 年 5 月 16 日

2 原処分

令和 4 年 5 月 30 日（一部開示決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、電動キックボード利用者に対する道路交通法違反容疑での摘発件数（令和 3 年 9 月～令和 4 年 2 月分に限る）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して別表の 1 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して一部開示とした。

3 審査請求

令和 4 年 6 月 7 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 7 月 26 日

5 答申

令和 5 年 3 月 29 日

6 審査会の結論

処分庁が、本件開示請求に対して本件行政文書を特定して一部開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、令和 3 年 9 月から令和 4 年 2 月までの電動キックボード等に係る交通事故発生状況等の報告要領の別記様式であり、処分庁は、別

表の 2 欄に掲げる部分を同表の 3 欄に掲げる規定に該当するとして不開示としている。

(3) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、不開示部分について開示を求める旨を主張しておらず、「私が、記載した、行政文書開示請求書の開示請求内容と、行政文書一部開示決定通知書の「行政文書の名称」が一致していない。私が請求した内容での、開示を求める。特に、請求書に記載した①道路交通法違反容疑での摘発件数が開示されない。請求日現在、警察本部交通指導課で保管するもの、と記載したが、決定通知書では、警察本部交通総務課で管理するもの、に代わっている。」と主張していることから、本件行政文書の特定に誤りがあるか否かについて、以下検討する。

(4) 本件行政文書の特定について

処分庁によれば、本件行政文書には、令和 3 年 9 月から令和 4 年 2 月までの道路交通法違反容疑の摘発件数である電動キックボードに係る告知等の件数が月ごとに記載されているとのことである。

当審査会において本件行政文書の内容を確認したところ、処分庁の主張するとおり、電動キックボード利用者に対する道路交通法違反容疑での摘発件数が記載されていることが認められた。

処分庁によれば、本件行政文書を管理しているのは、愛知県警察本部全体の中で交通指導取締の統計業務を分掌する交通総務課であることから、決定通知書にそのように記載したとのことである。

また、処分庁によれば、警察本部交通部交通指導課(以下「交通指導課」という。)で保管するものという補正は、電動キックボード指導警告報告書の写しという開示請求に対してのみ行われたものであり、本件開示請求に対するものではないとのことである。さらに、交通指導課では、本件開示請求に合致する行政文書を保有していないとのことである。

これらのことからすれば、本件開示請求に対して、交通総務課が管理する本件行政文書を特定したという処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(5) 審査請求人のその他の主張について

本件行政文書の特定については、前記(4)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の名称	2 開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定
<p>電動キックボード等に係る交通事故発生状況等の報告要領の別記様式 但し、令和3年9月から令和4年2月までのもの (請求日現在、警察本部交通総務課で管理するもの)</p>	<p>警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名</p>	<p>条例第7条第2号</p>